

地方独立行政法人大阪市民病院機構役員報酬規程の特例に関する規程

第1条 地方独立行政法人大阪市民病院機構役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第1条に規定する役員のうち理事長に係る役員報酬規程第5条に規定する月例給（以下「月例給」という。）の額は、令和8年4月から令和12年3月までの各月分に限り、同条の規定にかかわらず、月例給の額から、同額に100分の6.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）を減じて得られる額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、地方独立行政法人大阪市民病院機構役員退職手当規程の規定による退職手当の算定の基礎となる額は、月例給の額とする。

附 則

この規程は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。